



平成 25 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社セイヒョー
代表者名 代表取締役社長 飯塚 周一
(コード番号2872 東証第 2 部)
問合せ先 管理部 課長 田畑 大吾
TEL 025-386-9988

当社株式の上場時価総額の猶予期間解除について

当社株式は、平成 25 年 1 月における月間平均時価総額及び月末時価総額が 6 億円以上となり、東京証券取引所の上場廃止基準に該当しないことになりましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社株式の時価総額について

当社株式は、平成 24 年 5 月の月間平均時価総額及び月末時価総額が 6 億円未満となり、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 4 号 a (時価総額) に定める上場廃止基準に該当致しました。

この度、平成 25 年 1 月における月間平均時価総額及び月末時価総額が 6 億円以上となりましたことから、東京証券取引所の定める上場廃止基準には該当せず、猶予期間銘柄入りの指定が解除されることとなりました。

(ご参考)

① 平成 25 年 1 月の月間平均時価総額 : 688,600,667 円

② 平成 25 年 1 月の月末時価総額 : 747,500,130 円

(1 月 31 日終値 173 円×1 月末日上場株式数 4,320,810 株)

(注) 上場株式にかかる時価総額基準につきましては、平成 25 年 12 月 31 日までの間、時価総額基準が 10 億円未満から 6 億円未満に変更となっております。

2. 今後の見通しについて

当社は、従来より進めてまいりました「自社製造品の販売強化」は着実に成果が現れてきており、自社工場の稼働率が向上し収益力が改善されております。また、経費面においても、コスト構造の改革に着手し、原価管理を徹底してロス管理の強化に努めており、今期については 40 百万円の当期純利益を計上できる見込みであります。今後においても、平成 24 年 8 月 20 日付で開示した「事業の現状及び今後の展開について」に記載の諸施策を着実に実行することにより、今後も東京証券取引所における上場を維持するよう、最大限の努力をいたす所存でございます。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、引き続き格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上